

京都大学修学支援基金設置要綱

平成28年5月27日 学生担当理事裁定制定

令和7年10月23日 学生担当理事裁定改正

(設置)

第1条 意欲と能力のある学生が希望する教育を受けられるようにすることを目的に、京都大学基金規程第5条第1項の規定に基づき、京都大学修学支援基金（以下、「修学支援基金」という。）を設置する。

(基金の用途)

第2条 修学支援基金の用途は、次項に定める学生に対する修学の支援のための事業（以下、「修学支援事業」という。）に限るものとする。

- 2 修学支援事業は、経済的理由により修学に困難がある学生を対象とする次の各号に定める事業とする。
 - 一 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業
 - 二 学資金を貸与し、又は支給する事業
 - 三 本学が教育研究上必要があると認めた学生の留学に係る費用を負担する事業
 - 四 本学の就業規則等において定めるところにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を本学の教育研究に係る業務に従事させ、学生に対して手当を支給する事業
- 3 前項に規定する経済的理由により修学が困難な学生とは、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金に係る家計基準を満たす学生とする。

(基金の管理)

第3条 修学支援基金は、修学支援事業への寄附及びその運用による果実をもって構成する。

- 2 修学支援基金への寄附は、前条第2項に定める修学支援事業への用途を目的とした寄附に限ることとする。
- 3 修学支援基金に受け入れた寄附は、その用途を修学支援事業以外の用途に変更してはならない。
- 4 修学支援基金から、前条第2項第2号に定める学資金を貸与する事業を実施する場合、当該貸与に起因して生じる債権は、すべて修学支援事業基金に帰属するものとする。
- 5 修学支援基金は、他の寄附金と独立して管理する。

(修学支援基金の運営)

第4条 修学支援基金の運営に係る次の各号に掲げる事項については、学生生活委員会の審議を経て、学生担当理事が決定する。

- 一 修学支援基金の事業計画に関する事項
- 二 修学支援基金の予算及び決算に関する事項
- 三 寄附の受入れに関する事項
- 四 その他修学支援基金の管理運営に関する重要事項

(修学支援基金の事務)

第5条 修学支援基金に関する事務は、学務部学生課において処理する。

(文部科学省への提出書類)

第6条 毎事業年度終了後3月以内に、修学支援基金への受入額及び修学支援基金からの支出額等の明細書を監事の監査を経たうえで、文部科学省に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、修学支援基金の運営その他必要な事項は、学生生活委員会の議を経て学生担当理事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、平成28年1月1日以降に本学が受け入れた寄附のうち、修学支援事業への用途を目的とした寄附については、修学支援基金へ組み入れることができる。

附 則

この要綱は、令和7年10月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。